令和８年１０月２０日
第２回埼玉支部評議会

資料３

2026（令和8）年度
埼玉支部事業計画実施状況

「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ

全国健康保険協会
埼　玉　支　部

令和８年度 事業実施状況（埼玉支部）

１.基盤的保険者機能の盤石化　　○　健全な財政運営	
計画内容	**実施状況**
○　健全な財政運営 ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。また、加入者一人当たりの医療給付費の伸びの方が高い赤字構造であり、いずれ財政を逼迫させるという構造的な問題を抱えているとしながら、準備金は毎年度積み上がっているという、加入者・事業主にとって分かりにくい協会の保険料財政の仕組み・現状についての説明を広報誌やホームページ、その他各種媒体を通して丁寧に行う。 ・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、埼玉県の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。	**○　健全な財政運営** ・7 月の評議会において、令和 7 年度協会けんぽ決算について報告。 ・健康保険委員だより 8 月号と埼玉だより 9 月号において、協会の令和 7 年度の決算の概要を掲載し、協会の保険財政の仕組み・現状について理解を図った。 ・保険料率の決まり方と保険料率の上昇を抑えるため方法をテーマとした、広報を実施予定。

1.基盤的保険者機能の盤石化　　○　業務改革の実践と業務品質の向上	
計画内容	**実施状況**
○　業務改革の実践と業務品質の向上 ①　業務処理体制の強化と意識改革の徹底 ・業務量の多寡や優先度に対応するため、職員の業務処理の多能化を進め、業務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。また、電子申請に対応した業務処理体制を構築する。 ・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な業務処理を実施する。 ・自動審査の結果、職員の確認が必要となった要因を分析し、その解消を図ることで、業務処理の効率化を図る。 ②　サービス水準の向上 ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。また、平均所要日数７日未満を維持する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、電子申請を促進する。電子申請の促進に向けて、特に、健康保険委員及び社会保険労務士会等に積極的な働きかけを行う。 ・加入者・事業主からの相談・照会に迅速に対応できるよう、受電体制を強化するとともに、相談業務の標準化や品質向上を推進する。 ・電話や窓口による相談で多言語化対応を行うとともに、各種記入の手引きを多言語化するなど、国際化への対応を進める。	**○　業務改革の実践と業務品質の向上** ①　業務処理体制の強化と意識改革の徹底 ・計画的にスタッフ職員を含めた業務スキルの多能化を行いつつ、各職員への差配及び進捗管理を行い、柔軟な事務処理体制を敷いている。 ・ミーティングやコミュニケーションツールを活用し、全職員がマニュアルや手順書に基づく事務処理を行うことができるよう、必要な情報を共有するほか、各職員の法令知識の理解度を確認しつつ、事務処理を進めている。 ・業務処理の標準化、迅速化に向けて、職員の業務スキルレベルを把握し、計画的な育成及び知識向上のための勉強会等を実施。 ・傷病手当金の自動審査率向上に向け、独自書式で労務不能証明している医療機関に対して訪問、電話、文書による様式変更の依頼を行い、順次様式を変更している。 ②　サービス水準の向上 ・進捗状況を日時で管理、適正に業務を実施。 ・繁忙期における混雑予想を HP に掲載し、混雑緩和を図った。 ・毎終業前にミーティングを開催し、連絡事項の共有や案内時の注意事項などの伝達のほか、コールセンターを含めた受電状況やお客様の声を共有し、受電率やお客様サービス向上を図っている。その他、電話相談対応に対する更なる意識醸成に向けた取組みを進めている。 ・適宜コールセンターと連携を取り、必要な事務連絡の共有やお客様への案内誤りなどの注意喚起を行った。 ・架電調査結果に基づき策定した電話応対品質向上計画に沿って電話スキル向上に向けた研修や個別指導を実施。

１.基盤的保険者機能の盤石化　　○　業務改革の実践と業務品質の向上

計画内容

・ お客様の声等を業務に反映させ、更なる加入者サービスの向上に取り組む。
・ マイナ保険証の問い合わせに対し、専門的に対応する体制を整え、加入者の利便性の向上を図る。

■ KPI：

１）サービススタンダードの達成状況を 100%とする
２）サービススタンダードの平均所要日数７日以内を維持する
３）現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする

実施状況

■ KPI

１）サービススタンダードの達成状況 100%

年　度	決定件数	達成件数	達成率
令和８年度 （７月まで） （前年同期）	28,711 件 （24,789 件）	28,711 件 （24,789 件）	100% （100%）

２）サービススタンダードの平均所要日数７日以内

年　度	平均所要日数
令和８年度 （７月まで）	5.28 日
令和７年度	6.22 日

３）現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする

年　度	窓口受付率
令和８年度 （８月まで）	4.5%
令和７年度	4.0%

１.基盤的保険者機能の盤石化　　○　業務改革の実践と業務品質の向上

計画内容

③　現金給付等の適正化の推進

- 業務マニュアルに基づき、日本年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行い、傷病手当金と障害年金等との適切な調整を実施する。
- 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、保険給付適正化ＰＴにおいて内容を精査し、支給の可否を再確認する。また、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。
- 海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- 柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施する。また、不正が疑われる施術者は、地方厚生局へ情報提供を行う。
- あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回な施術の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した事前調査により対象を絞り込み、加入者・事業主の負担軽減を図り、効果的に実施する。また、未提出事業所への被扶養者状況リストの提出勧奨を強化し、確実に回収する。
- これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、業務の正確性と迅速性を高

実施状況

③　現金給付等の適正化の推進

傷病手当金等併給調整処理状況（令和８年８月現在）

	確認対象	確認済	返納対象
令和８年度	977 件	310 件	254 件
令和７年度	2,247 件	1,919 件	1,214 件

・対象者リストにより併給調整処理の進捗を管理のうえ実施中。

・審査時において、不正が疑われる内容については確認資料を求めて適正と判断したものについて支給決定を実施。また、資格取得接近者や高額報酬者などの申請事案について対象者を抽出のうえ、適宜対応した。

・毎月保険給付適正化 PT を開催し、データ抽出後の結果報告や不正疑い案件にかかる今後の対応について協議。

・資格取得日に疑義がある事案について立入検査を実施。

・療養担当者の意見に疑義がある事案について療養状況を確認のうえ支給決定を取り消し返納金請求。

柔道整復施術療養費　患者照会の実施件数

	令和８年度 （８月まで）	令和７年度 （昨年同期）	対比
請求件数	223,253 件	226,819 件	98.4%
照会件数	4,452 件	6,976 件	63.8%

照会対象：２部位 10 日以上の施術

1.基盤的保険者機能の盤石化　　○　業務改革の実践と業務品質の向上

計画内容

めるために研修を実施する。また、適用徴収及び年金給付等の知識の向上を図る。

④　レセプト内容点検の精度向上

・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、システムを最大限に活用した点検を実施する。また、毎月、自動点検マスタを精緻に更新し、効果的かつ効率的な点検を実施する。

・社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有し、点検員のスキルアップを図るとともに、内容点検効果の高いレセプトを重点的に点検する。

・社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。なお、社会保険診療報酬支払基金との協議事項の選定については、点検員全員で検討を行う。

・外部講師を活用した研修や他支部の査定事例を活用した勉強会等により、点検員のスキルアップを図り、内容点検の査定率の向上を目指す。

・資格点検、外傷点検について、システムを最大限に活用し、効果的かつ効率的な点検を実施する。

実施状況

●柔道整復施術療養費

部位転がしが疑われる施術所 1 件に対して面接確認を実施。

長期または頻回な施術を繰り返す施術所に対して警告通知を送付

●あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費

長期頻回傾向の強い施術所に対して警告通知を送付

④　レセプト点検の精度向上

内容点検にかかる査定金額（単位：千円）

結果反映月	4～6 月	7～8 月	9～12 月	1～3 月	合計
令和８年度	67,337	42,532			43,484
令和７年度	69,552	49,423			48,118

・行動計画会議を毎月開催し、月次で進捗状況を管理。

・高額レセプトを優先的に点検し、効率的・効果的な点検を実施。

・県医師会に訪問し、勉強会にかかる講師派遣を依頼。

・支払基金との協議会を毎月開催し、審査に疑義が生じた案件について判断基準・根拠を共有。

・支払基金を訪問し、今年度の研修会への協力依頼及び意見交換を実施。支払基金の審査委員（医師）による支部内研修（意見交換）を実施。

・毎月、点検員全員参加の自動点検マスタ打合せを実施。診療報酬改定に伴う自動点検マスタメンテナンスを実施。

・効果的な再審査請求を行うため点検員間の情報共有を徹底。

・点検員の担当地区割について効率的に行えるようローテーションを見直し。

・資格点検、外傷点検をスケジュールに基づき実施。

1.基盤的保険者機能の盤石化　　○　業務改革の実践と業務品質の向上

計画内容

■ KPI：

1）　協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする

（※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額

2）　協会の再審査レセプト 1 件当たりの査定額を前年度以上とする

⑤　債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

・「債権管理・回収計画」を策定・実践し、確実な回収に努める。

・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。

・早期回収に努めるため、保険者間調整を積極的に活用するとともに、未納者に対しては、早期の段階から弁護士等と連携した催告及び法

実施状況

■ KPI

1）令和８年度目標（KPI）：査定率：　　0.120%以上

	査定率
令和８年　7月	0.110%
令和７年　7月	0.125%
全国平均（令和８年　7月）	0.122%

2）令和８年度目標（KPI）：1 件当たりの査定額：　16,952 円以上

	1 件あたり査定額
令和８年　7月	15,682 円
令和７年　7月	17,676 円
全国平均（令和８年　7月）	9,979　円

⑤　債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

・保険者間調整の実施状況

返納金の新規調定及び定期催告の都度、国民健康保険との保険者間調整が可能な債務者に対して、早期回収につなげるため、制度利用を促すチラシの同封を徹底。

債務者の状況に応じ、労基署や他保険者との保険者間調整についても積極的な案内を実施。

1.基盤的保険者機能の盤石化　　○　業務改革の実践と業務品質の向上

計画内容

的手続きを実施する。

- 協会本部による債権管理・回収事務担当者研修を活用し、職員のスキルアップを図る。
- オンライン資格確認を有効に活用させるため、事業主からの加入者の資格関係の早期かつ適正な届出について、日本年金機構と連携し、周知広報を実施する。

実施状況

実績	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	通期 4～3月	【参考】 R7年度実績
回収件数	118件	267件	件	件	件	1,161件
回収金額	16,739千円	81,069千円	千円	千円	千円	134,017千円

・債権催告の実施状況

支部及び弁護士による催告を毎月、計画的に実施。また、日本年金機構から送信される加入者情報データを活用し、新住所が判明した債務者に対して、適宜、文書による催告を実施。

実績	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	通期 4～3月	【参考】 R7年度実績
文書	3,757件	3,867件	件	件	件	20,581件
弁護士	82件	302件	件	件	件	423件

・法的手続きの実施状況

回収可能性等を含めた費用対効果を勘案し、債務者の属性に応じて、支払督促や少額訴訟を計画的に実施。

実績		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	通期 4～3月	【参考】 R7年度 実績
支払督促 少額訴訟 等	件数	0件	0件	件	件	件	4件
	金額	0千円	0千円	千円	千円	千円	2,423千円
強制 執行	件数	0件	0件	件	件	件	15件
	金額	0千円	0千円	千円	千円	千円	5,544千円

１.基盤的保険者機能の盤石化　　〇　業務改革の実践と業務品質の向上

計画内容	実施状況
■　KPI： 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする	・高額の返納金が発生する、遡及喪失及び障害年金と傷病手当金の併給調整にかかる周知チラシについて、県内年金事務所に設置を依頼。 ■　令和８年度目標（KPI）：返納金債権回収率：　55.55%以上

実績	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
R８年度	14.80	22.33	30.82	38.31	38.35							
R７年度	12.34	14.84	26.12	30.97	31.99	46.43	48.61	49.89	55.44	53.14	55.49	55.55

１.基盤的保険者機能の盤石化　　○　ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進	
計画内容	**実施状況**
○　ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進 ①　マイナ保険証による保険診療の周知徹底 ・ 医療 DX の基盤であるマイナ保険証について、利用率等のデータ分析結果を踏まえてターゲッティングをしながら効果的に、加入者・事業主にマイナ保険証の制度の概要やメリットなどの広報を行う。 ・「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。 ・ マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じたマイナンバー登録勧奨を実施し未収録者の登録を進める。 ・ マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施し正確なマイナンバーの収録を行う。	**○　ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進** ①　マイナ保険証による保険診療の周知徹底 ・マイナ保険証の利用推進のため、健康保険委員だより ５ 月号と埼玉だより ６ 月号・8 月号において、マイナ保険証の利用手続き等を掲載。
②　電子申請等の推進 ・ 加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和８）年１月にスタートした電子申請について、利用率向上のため加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行う。特に、健康保険委員及び社会保険労務士会については、利用率向上に大きく貢献することから、より一層の働きかけを強化する。	②　電子申請等の推進 ・さらなる電子申請利用率向上に向け、健康保険委員だより ５ 月号、社会保険さいたま５月号、埼玉だより 10 月号において広報を実施。 ・埼玉県社会保険労務士会の会員に対して、会員向け HP、会報誌、社労士会支部研修会での説明などにより電子申請の利用促進を実施。 ・窓口来訪の社会保険労務士に対して、訪問または文書により電子申請の利用促進を実施。
③　DX を活用した事業の推進 ・ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーの活用により、確認対象者を絞り込み、効果的かつ効率的に実施する。	③　ＤＸを活用した事業の推進

１.基盤的保険者機能の盤石化　　〇　ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進	
計画内容	実施状況
・ マイナポータル等のデジタル化の進展に伴い、これまで加入者に一括送付していた「医療費のお知らせ」について、加入者からの申請による送付する方法へ見直す。 ・ 令和８年１月からスタートするけんぽアプリを、「加入者 4,000 万人とつながるプラットフォーム」としていくために、バージョン０リリース後、利用者の声や得られたデータを検証しながら、加入者目線に立った検討・取組を進めていく。	

２.戦略的保険者機能の一層の発揮　　○　データ分析に基づく事業実施	
計画内容	**実施状況**
○ データ分析に基づく事業実施 ①　医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 ・ 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、事業を実施する。 ・ 今後予定されている複数の近隣支部の分析担当者による「ブロック別分析体制」の構築を踏まえ、ブロックで課題やスキル・知識及び取組を共有し担当者の能力の底上げを図る。 ②　好事例の活用 ・ 本部とプロジェクト対象３支部（北海道、徳島、佐賀支部）が連携して検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」について、本部から提供された手法等を活用し分析に取り組む。	**○ データ分析に基づく事業実施** ①　医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 ・情報の共有、スキルの向上のため 4/21、5/26、6/30、8/27 にブロック別分析打合せを開催。 ②　好事例の活用

2.戦略的保険者機能の一層の発揮　　○　健康づくり	
計画内容	**実施状況**
○　健康づくり ①　保健事業の一層の推進 ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。具体策は以下②から⑤のとおりとする。 ②　特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 ・実施率への影響が大きいと見込まれる対象者を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。 〔被保険者（生活習慣病予防健診）〕 ・健診・保健指導カルテ等を活用して、事業所規模、業態、所在地等の多角的な視点から対象者を選定し受診勧奨を重点的かつ優先的に働きかける。 ・被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、20・25・30 歳の若年者への対象拡大に加え、人間ドック健診の創設も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。また、人間ドック健診の創設を契機として、各健診機関における協会加入者の受け入れ拡大に向けた働きかけを行う。	**○　健康づくり** **①　保健事業の一層の推進** **②　特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上** 〔被保険者（生活習慣病予防健診）〕 ・健診・保健指導カルテ等から R7 年度受診率 0%、被保険者 10 人未満の小規模事業所及び未受診者数の多い業態の事業所を選定し、9 月の「職場の健康診断実施強化月間」に合わせ、労働局と連名で受診勧奨文書を発送（9/11）。また、令和 7 年 9 月から生活習慣病予防健診の受診実績がない事業所（新規適用事業所含む）あて、外部業者による電話勧奨を 10 月から実施予定。 ・既存健診機関において集団健診を実施している会場等の周知文書発送事業 →中止 理由：集団健診を実施する健診機関が減少し、事業の効果が見込めないため。 代替事業：事業所向け生活習慣病予防健診受診勧奨ポスター作成

2.戦略的保険者機能の一層の発揮　　○　健康づくり	
計画内容	**実施状況**
	対象：生活習慣病予防健診受診率 30～65%の事業所　約 1,300 事業所 目的：生活習慣病予防健診受診者が一定数存在する事業所において、事業者健診を受診している従業員へ生活習慣病予防健診の内容の周知を行い、切り替えを促す。 11 月にポスター発送予定
〔被保険者（事業者健診データ）〕 ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、事業所規模、業態、所在地等の多角的な視点から対象者を選定し取得勧奨を重点的かつ優先的に働きかける。 ・ 事業主・健診機関・支部（３者間）での現行の提供・運用スキームのもとで、40 歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に支部に提供されるよう、関係団体等と連携し事業主への働きかけを強化する。 ・ 健診機関の動向を注視し、電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進する。	〔被保険者（事業者健診データ）〕 ・対象者が 10 人以上の事業所を対象とし、外部委託による文書及び電話による勧奨、契約健診機関へのデータ提出勧奨事業を９月から開始。 ・健診機関から事業者健診データを取得するための提供依頼書について、埼玉県及び埼玉労働局と連名で事業主への提出依頼を９月から開始。
〔被扶養者（特定健診）〕 ・ 自治体との連携を推進し、特定健診とがん検診との同時受診が可能な集団健診の拡大を推進する。 ・「骨粗鬆症検診」「歯科検診」「眼底検査」をオプション健診とした協会主催の集団健診の拡大を推進する。	〔被扶養者（特定健診）〕 ・1 月から 3 月に県内全域で特定健診の集団検診を実施予定。併せて、全会場で特定保健指導を実施予定。また、一部会場で歯科健診、骨密度等のオプション健診を実施予定。（令和 8 年度実施予定日数：約 150 日、参考：令和 7 年度　実施日数 160 日、受診者数 15,250 人）このうち、自治体が実施するがん検診を 15 市町村と同時実施予定。（2 市町村については８月及び９月に実施済） ・5/28 に開催された埼玉県主催の市町村がん担当者会議において、がん検診と特定

2.戦略的保険者機能の一層の発揮　　○　健康づくり

計画内容

■　KPI：

1）　生活習慣病予防健診実施率を 56.1%以上とする
（被保険者（40 歳以上）実施対象者数：634,357 人　実施見込者数：355,874 人）

2）　事業者健診データ取得率を 10.6%以上とする
（被保険者（40 歳以上）実施対象者数：634,357 人　取得見込者数：67,242 人）

3）　被扶養者の特定健診実施率を 31.2%以上とする

実施状況

健診の同時実施について協力を依頼。

健診実施状況

実施分速報値 (直近対象者数)	被保険者 （634,356 人）		被扶養者 （140,123 人）
	生活習慣病 予防健診	事業者健診	特定健康診査
令和８年度※ （前年同期）	75,354 (94,195)	4,517 (4,555)	9,941 (9,913)
内　人間ドック	4,688		
【参考】 令和７年度	324,591	45,030	37,916

※生活習慣病予防健診・人間ドックは 6 月、事業者健診は 7 月、特定健康診査は 8 月までの実績

■　KPI：

1）生活習慣病予防健診実施率　11.9%（月次目標 14.5%）

2）事業者健診データ取得率　0.7%（月次目標 1.4%）

3）被扶養者の特定健診実施率　6.8%（月次目標 8.1%）

※生活習慣病予防健診は 6 月までの実績、事業者健診は 7 月、特定健康診査は 8 月までの実績

2.戦略的保険者機能の一層の発揮　　○　健康づくり	
計画内容	**実施状況**
（被扶養者 実施対象者数：146,523 人　　実施見込者数：45,715 人） ③ 特定保健指導実施率及び質の向上 ・ 動脈硬化等の急速な進行に伴い、重症化・重篤化する可能性がある特定保健指導対象者に対し、個別性を重視した生活習慣改善に重点を置いた指導を行うことで行動変容を促す。 〔被保険者〕 ・ 人間ドック健診の創設をはじめとした健診体系の見直しを契機とし、特定保健指導実施率が高い健診機関における創意工夫を記載した事例集等を活用し、特定保健指導の一層の実施率向上や健診機関の拡大を図る。 ・ 質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進するとともに、特定保健指導の早期実施に向けて、健康意識が高まる健診当日の働きかけを拡充する。 ・ 特に、人間ドック健診において健診当日に特定保健指導の対象に該当した者については、着実に特定保健指導の実施に繋げるよう、人間ドック健診契約機関の進捗管理を徹底する。 ・ 特定保健指導専門機関等によるＩＣＴを活用した保健指導を推進するなど、対象者の利便性の向上を図る。 ・ 直営保健指導者に加え、特定保健指導契約健診機関の保健指導	**③ 特定保健指導実施率及び質の向上** 〔被保険者〕 ・人間ドック健診の創設に伴い、令和 8 年 4 月より特定保健指導実施機関として新規で 20 機関と契約（計 64 機関）。新規、継続契約医療機関に対し、第 1 四半期各月に初回面談の実績の報告を求め、実績の低迷している 10 機関に訪問（遠隔）にて課題の共有化・課題解決を図るための助言等を実施。 ・特定保健指導機関に対し、進捗管理のため、四半期ごとに情報提供実施 →令和 8 年度第 1 四半期実績を 6/9 に送付済。 ・特定保健指導を委託した事業者に対し、進捗管理および初回面談の拡大、継続支援の懸案事項解決等を目的とした定例会を毎月実施。 ・特定保健指導実施率の向上を目的として、特定保健指導における継続支援業務の一部（直営実施分）を外部事業者へ委託。 ・保健指導者のスキル向上を図るため、支部内研修会を隔月で開催。

2.戦略的保険者機能の一層の発揮　　○　健康づくり

計画内容

者の保健指導スキルを向上させるため、効果的な研修会や指導を行う。

〔被扶養者〕

・ 集団健診と同日に初回面談を実施する。

・ 遠隔面談や来所による面談を実施する。

■　KPI：

1）　被保険者の特定保健指導実施率を 18.3%以上とする

（特定保健指導対象者数：81,238 人　　実施見込者数：14,867 人）

実施状況

〔被扶養者〕

・1 月から 3 月にかけて実施する集団健診で同日に特定保健指導を実施予定（参考：令和 7 年度実施者数 1,049 人）

・利便性向上を図るため、遠隔面談を活用した特定保健指導を実施。

案内送付者数　1,980 人（令和 8 年 9 月末）

遠隔面談実施者数　1 人（令和 8 年 9 月末）

特定保健指導実施状況

速報値	被保険者		被扶養者	
	初回面談数	評価数	初回面談数	評価数
令和 8 年度（前年同期）	4,978（4,177）	3,236（4,013）	695（713）	237（266）
令和 7 年度	9,480	8,331	814	684

※令和 8 年 8 月末速報値

■　KPI

1）被保険者の特定保健指導実施率　6.2%（月次目標　7.6%）

2）被扶養者の特定保健指導実施率　4.4%（月次目標　9.2%）

※令和 8 年 8 月末速報値

2.戦略的保険者機能の一層の発揮　　○　健康づくり	
計画内容	**実施状況**
2）　被扶養者の特定保健指導実施率を 22.7%以上とする（特定保健指導対象者数：5,405 人　　実施見込者数：1,227 人） ④　重症化予防対策の推進 ｉ）未治療者に対する受診勧奨 ・　健診当日や健診結果通知時の勧奨（0 次勧奨）及び健診後の文書や電話等による勧奨（一次、二次勧奨）、また特定保健指導の個人面談時の勧奨を実施する。 ⅱ）糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・　埼玉県の糖尿病性腎症重症化予防プログラムに則り、人工透析に移行させないための保健指導を実施する。 ■　**KPI：** **血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年**	**④　重症化予防対策の推進** ・未治療者に対する受診勧奨 ・健診機関からの 0 次勧奨（令和 8 年 8 月末） 契約機関数　70 機関 勧奨件数 3,422 件(面談:749 件 電話:472 件 文書:2,201 件) ・二次勧奨（令和 8 年 7 月末） 文書勧奨 12,301 件 電話勧奨　1,478 件 ・糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 文書によるプログラムへの参加勧奨を 1 回目（6/12）3,105 人、2 回目（7/1）3,046 人、3 回目（9/11）3,021 人に案内文書送付。 （参考：令和 7 年度　申込数 72 件、保健指導実施 37 名） ■　**KPI** **未治療者の医療機関受診率（前年度 31.8%）―%**

2.戦略的保険者機能の一層の発揮　　○　健康づくり	
計画内容	**実施状況**
度以上とする **（※）胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く** ⑤　コラボヘルスの推進 ・　関係団体等と連携し、事業所への健康経営の普及及び経営者の社員への健康づくり意識の醸成を促すような環境づくりを推進する。 ・　健康宣言事業所を拡大するとともに、健康優良企業の認定（STEP1、STEP2）を行う。 ・　健康経営埼玉推進協議会、健康経営普及推進協力事業者と連携し、職場における健康づくりを支援する。 ・　事業所カルテや定期的な健康情報提供を行い、健康宣言事業所へのサポートを充実させる。 ■　**KPI：** **健康宣言事業所数を 1,420 事業所（※）以上とする** ※　**標準化された健康宣言の事業所数**	⑤　コラボヘルスの推進 ・未宣言事業所 10,775 事業所に対して宣言勧奨発送（9/28） ・健康経営埼玉推進協議会を 5/14 に開催 ワーキンググループ第 1 回を 9/11 に開催、3 月に第 2 回を開催予定 ・協議会主催健康経営セミナー　9/1 開催（参加者 160 名） テーマ：働く人が知っておくべき「がんのすべて」 ：メタボリックシンドロームの予防・改善のための生活習慣 ・定期的な健康情報提供（年 4 回発送予定） 6 月、9 月、12 月、3 月 ・健康宣言事業所を対象にした健康づくりセミナー 協会けんぽ保健師実施　1 社（R8.9 月末） 外部委託実施　39 社申込　（R8.9 月末） ・事業所カルテを 1,541 事業所に対して送付（9/16） ・健康宣言事業所のうち、サポートを希望した 25 事業所に対し訪問のうえ、事業所ごとの特徴に合わせて必要なフォローアップを実施。 ■　**KPI：健康宣言事業所数 1,406 事業所（月次目標 1,360 事業所）** **※令和 8 年 9 月末**

２.戦略的保険者機能の一層の発揮　　○　医療費適正化	
計画内容	**実施状況**
○　医療費適正化 ①　医療資源の適正使用 ｉ）ジェネリック医薬品の使用促進 ・ ジェネリックカルテや年齢別、地域別、医療機関別の使用割合等のデータを用い関東信越厚生局及び埼玉県と連携しジェネリック医薬品の使用促進に向け医療機関等への情報提供を行う。また、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合向上に向けて、データ分析による課題把握を行った上で更なる使用促進を図る。 ・ 医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえた情報収集を行う。 ⅱ）バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進 ・ 国の方針を踏まえ、バイオシミラーの使用促進を図るため、医療費データをもとに、地域や医療機関別などの複数の分析軸でバイオシミラー使用状況を分析し、その分析結果をもとに医療機関や関係団体への働きかけを行う。 ⅲ）上手な医療のかかり方 ・ 埼玉県は人口 10 万人当たりの医師数が全国で最も少なく、医療の質と安全を確保しつつ持続可能な医療提供体制を維持する必要がある。加入者に対してかかりつけ医・かかりつけ薬局の重要性を周知し、時間外受診や複数医療機関の受診による弊害を啓発することで、医療資源の適正利用を促す。また、乳児を持つ加入者への働きかけを強化し、若年層からセルフメディケーションやヘルスリテラシーの意識を醸成することにより、地域の持続可能な医療提供体制の確立に寄与する。	**○　医療費適正化** **①　医療資源の適正使用** ・5 月に埼玉県薬務課、関東信越厚生局指導監査課と今年度における協働した取組について、協議を行った。 ・7 月に医療機関別のジェネリック医薬品・バイオシミラー使用割合等のデータを使用し、埼玉県内 2 医療機関へ関東信越厚生局指導監査課、埼玉県薬務課、協会けんぽ埼玉支部の 3 者で訪問のうえ、使用促進、情報交換を行った。 ・8 月に地域フォーミュラリに関するレセプト分析データを使用し、埼玉県国保医療課、2 地域の薬剤師会を訪問のうえ、情報交換を行った。 ・７月から、乳幼児を扶養する被保険者に対し、子どもの心配な症状にかかるセルフケアの方法などをまとめた冊子を配付することによって、子ども医療費の仕組みをはじめとした医療保険制度の周知広報を実施。

２.戦略的保険者機能の一層の発揮　　〇　医療費適正化	
計画内容	**実施状況**
■　KPI： **１）ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で前年度以上とする 。** **（※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする**	**■ KPI：** **１）ジェネリック医薬品使用割合** **令和８年５月末　91.3%**
②　地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 ｉ）医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、埼玉県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等の意見も踏まえ、積極的に意見発信を行う。 ⅱ）医療提供体制等に係る意見発信 ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議、健康増進計画に基づく健康づくりや医療費適正化に関する埼玉県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・埼玉県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 ・ 埼玉県において策定される新たな地域医療構想については、医療機関機能や外来医療、在宅医療、介護との連携等の検討事項に関して、保険者協議会を中心とした保険者間での意見も踏まえ、地域医療構想調整会議において意見発信を行う。	**②　地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信**

２.戦略的保険者機能の一層の発揮　　〇　医療費適正化	
計画内容	**実施状況**
③　インセンティブ制度の実施及び検証 ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう周知広報を行う。 ・	**③　インセンティブ制度の実施及び検証** ・埼玉だより ４ 月号において、令和８年度保険料率、インセンティブ制度の概要及び令和６年度の実績を掲載し、それぞれの制度の理解を図った。

２.戦略的保険者機能の一層の発揮　　○　広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

計画内容

○　広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- 協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示した「支部広報計画」を策定し、統一的、計画的、効果的な広報に取り組む。
- 広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けることができる媒体であるSNS（LINE公式アカウント）やけんぽアプリ、メールマガジンの活用に取り組む。

実施状況

○　広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

・支部ホームページ、メールマガジン、LINE で制度改正、健康づくりに役立つ情報を掲載。また、「埼玉だより」、「健康保険委員だより」などの支部定期広報媒体や社会保険協会発行（隔月）の「社会保険さいたま」、社労士会発行（毎月）の「会報」にも各種情報を発信。

【広報物の発行状況】

発行月	メールマガジン	LINE	埼玉だより	健康保険委員だより	社会保険さいたま	社労士会報
令和８年４月 （令和７年４月）	10,744 通 （9,543 通）	2,633 通 （219 通）	133,100 部 （129,200 部）	（ ― ）		2,200 部 （2,200 部）
令和８年５月 （令和７年５月）	10,746 通 （9,632 通）	2,680 通 （301 通）	133,400 部 （129,500 部）	14,453 部 （12,764 部）	14,600 部 （ ― ）	2,200 部 （2,200 部）
令和８年６月 （令和７年６月）	10,775 通 （9,615 通）	2,737 通 （584 通）	133,700 部 （129,900 部）	14,447 部 （12,738 部）	― （21,000 部）	2,200 部 （2,200 部）
令和８年７月 （令和７年７月）	10,806 通 （9,657 通）	2,774 通 （1,411 通）	134,300 部 （130,200 部）		14,600 部 （ ― ）	2,200 部 （2,200 部）
令和８年８月 （令和７年８月）	10,936 通 （9,732 通）	2,817 通 （2,129 通）	134,600 部 （130,400 部）	14,464 部 （12,857 部）		2,200 部 （2,200 部）
令和８年９月 （令和７年９月）	11,027 通 （9,718 通）	（2,223 通）	134,900 部 （130,700 部）		14,600 部 （21,000 部）	2,200 部 （2,200 部）

２.戦略的保険者機能の一層の発揮　　○　広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

計画内容

・ 埼玉県、市町村、関係団体と連携し、保健事業や医療費適正化に対する取り組み等について、加入者・事業主・関係機関等へ情報を提供する。

・ 健康保険委員の委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について研修会を通じて情報提供を行い、健康保険委員の活動を支える。また、電子申請やけんぽアプリの利用者拡大、生活習慣病予防健診の若年者への対象拡大や人間ドック健診の創設について、健康保険委員の委嘱事業所等への訪問を通じた広報を実施する。

実施状況

令和８年 10 月 （令和７年 10 月）	(9,813 通)	(2,312 通)	(131,100 部)	(13,092 部)		(2,200 部)
令和８年 11 月 （令和７年 11 月）	(9,880 通)	(2,338 通)	(131,400 部)		（ ― ）	(2,200 部)
令和８年 12 月 （令和７年 12 月）	(10,046 通)	(2,378 通)	(131,700 部)	(13,353 部)	― (21,000 部)	(2,200 部)
令和９年１月 （令和８年１月）	(10,165 通)	(2,412 通)			（ ― ）	(2,200 部)
令和９年２月 （令和８年２月）	(10,223 通)	(2,454 通)		(部)		(2,200 部)
令和９年３月 （令和８年３月）	(10,375 通)	(2,547 通)			(21,000 部)	(2,200 部)

・埼玉県、埼玉県医師会、協会けんぽ連名の健診に関する横断幕をさいたまスーパーアリーナに掲出。

・８月より健康保険委員向けの専用 WEB サイト（コミュニケーションサイト）を開設。
・新規加入事業所に対し、健康保険制度の概要をまとめた「協会けんぽガイダンス」や電子申請案内チラシなどをお送りし、協会けんぽの事業内容の周知広報を行う。

実施月	件数
７月	1,622 件
１１月	
３月	

２.戦略的保険者機能の一層の発揮　　○　広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

計画内容	実施状況
	・健康保険委員の未登録事業所に対し、文書勧奨を実施予定。

実施月	送付件数	登録者数	登録率
６月	3,985 件	250 人	6.3%
７月	2,316 件	143 人	6.2%
８月			
９月			
10 月			
11 月			
12 月			
１月			
２月			

・健康保険委員限定の広報誌を発行した。

【健康保険委員だより発行状況】

発行月	記事内容
令和８年５月号	・健診案内 ・事業所健診データ提供依頼 ・公金受取口座 ・電子申請 ・チャットボット、けんぽアプリ
令和８年６月号	・健康経営優良法人 2026 結果 ・2026 健康経営セミナーのご案内 ・健康宣言 ・マイナ保険証

２.戦略的保険者機能の一層の発揮　　○　広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

計画内容

■　KPI

１）全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 51.5%以上とする

２）SNS（LINE 公式アカウント）を運用し、毎月２回以上情報発信を行う

３）健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする

○　国際化対応

・　増加する外国人労働者に対応するため今後予定されている多言語化されたホームページや各種記入の手引きの周知を行う。

実施状況

令和８年８月号	・事業報告及び決算（本部） ・事業報告（支部）
令和８年 10 月号	
令和８年 12 月号	
令和９年２月号	

■KPI 達成状況

１）３）健康保険委員の委嘱状況

基準月	健康保険委員委嘱済事業所の被保険者数割合	委嘱者数	委嘱事業所数
令和８年度９月末	52.2%	14,486 人	14,255 事業所
令和７年度	50.5%	14,077 人	13,548 事業所

２）SNS（LINE 公式アカウント）による情報発信件数

年　度	情報発信件数
令和８年度（９月末）	13 件
令和７年度	25 件

３.組織・運営体制関係　　〇　組織運営体制の整備	
実施内容	**実施状況**
〇　組織運営体制の整備 ①　人事制度の適正な運用と人材育成の推進 ・ 人事評価制度を適切に運用するとともに、評価段階において評価者と被評価者との情報共有を行いながら人事評価を実施する。 ・ 支部研修計画に基づいた研修を実施するとともに、必要に応じて本部研修参加者による支部内伝達研修を実施する。また、関係団体主催の研修に積極的に参加する。 ②　内部統制の強化 ・ 階層別研修やｅラーニングにより、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識の啓発を行う。 ③　個人情報の保護、法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 ・ 全職員に個人情報の保護に関する研修を実施し、保有する個人情報の厳格な管理を徹底し漏洩等を防止する。 ・ リスク管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点を是正することにより、個人情報の漏洩等を防止する。 ・ 全職員に対するコンプライアンスに関する研修、リスク管理委員会を通し、職員一人ひとりのコンプライアンス意識を向上させ、協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性を確保する。 ・ 自主点検（年 2 回）を確実に行い、法令等遵守を組織内に浸透させる。 ・ コンプライアンス推進活動計画に基づき、コンプライアンス等のセルフチェックや情報管理強化プロジェクトチームによる個人領域の点検を実施する。	**〇組織運営体制の整備** **①　人事制度の適正な運用と人材育成の推進** ・令和８年４～５月に下期評価面談、上期目標設定面談において情報共有とともに面談を実施。 ・令和８年８月に管理職を対象とした外部講師によるコミュニケーションスキル向上研修を実施。 **②　内部統制の強化** ・令和８年７月、10 月に情報セキュリティ研修（ｅ－ラーニング）を実施。12 月にも実施予定。 **③　個人情報の保護、法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底** ・令和８年６月に個人情報保護研修（ｅ－ラーニング）を実施。 ・６月にリスク管理委員会を開催し、自主点検結果や事務処理誤りの再発防止等の確認を行った。 ・自主点検を６月に実施し、指摘された事項について是正を行った。 ・情報管理強化プロジェクトチームによる個人領域の点検を６月に実施。 ・全職員に対し毎月情報セキュリティ、コンプライアンス等に関する小テストを実施。

３.組織・運営体制関係　　〇　組織運営体制の整備	
実施内容	**実施状況**
④　費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・　調達における競争性を高めるため、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 **■　KPI：** **一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする**	**④　費用対効果を踏まえたコスト削減等** ・新規の事業者に声掛けを実施し競争参加を促した。 **■KPI：** **入札件数：7 件、一者応札件数：3 件、割合：42.9%（令和 8 年 9 月末）**